監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を下記のとおり執行 したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

尾花沢市監査委員 小 林 秀 也 尾花沢市監査委員 笹 原 和 子

記

- 1. 監査の対象 公益社団法人 尾花沢市シルバー人材センター
- 2. 監 査 期 日 令和3年11月8日(月)
- 3. 監査の範囲 令和2年度運営補助金等に係る出納並びに関連事務の執行状況
- 4. 監査の方法 本監査は、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該団体 の役職員から説明を聴取するとともに、市補助金等に係る収支の 会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、 証書類の監査を実施した。
- 5. 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果計数に 誤りはなく、関連事務事業の執行についても概ね良好である。

以上